

建設業許可 Q & A

【建設業全般】	1
Q 1 建設業とは何ですか？	1
Q 2 建設業を営むには許可が必要ですか？	1
Q 3 許可を受けるには何が必要ですか？	1
Q 4 特定建設業と一般建設業の違いは何ですか？	2
Q 5 知事許可と大臣許可の違いは何ですか？	2
Q 6 群馬県内の営業所とは別に本店が他県にあり建設業は営んでいませんが、大臣の許可が必要ですか？	2
Q 7 許可の申請手数料はいくらですか？	2
Q 8 新規に2種類の業種を申請すると、手数料も2倍になりますか？	3
Q 9 許可の申請書類はどこで入手できますか？	3
Q 10 許可の申請書は郵送で提出してもよいですか？	3
Q 11 許可の申請を出してからどのくらいの期間で許可がもらえますか？	4
Q 12 許可の有効期間は何年ですか？また、許可年月日とはいつですか？	4
Q 13 許可通知書を紛失してしまいました。再発行してもらえますか？	4
Q 14 過去に許可をとっていたことの証明は出してもらえますか？	4
Q 15 商号や代表者が変わったら、新しい許可通知書が出ますか？	4
Q 16 法人成りしたとき、個人で取得した許可は引き継ぎますか？	5
Q 17 個人で許可を受けていますが、代替わりで子どもに許可を承継させることはできますか？	5
Q 18 許可になると財務諸表など申請書が公開されるのですか？	5
【更新・業種追加】	5
Q 19 更新の申請はいつからできますか？	5
Q 20 許可の有効期間を過ぎてしまいました。更新はできますか？	6
Q 21 業種追加と更新を同時に申請することはできますか？	6
Q 22 業種追加をした後、業種によって許可日が異なってしまいました。有効期間（許可日）を一本化することはできますか？	6
【一式工事・業種】	6
Q 23 土木一式工事や建築一式工事の許可を受けていれば、専門工事を請け負うことはできますか？	6
Q 24 下請で土木一式工事や建築一式工事を請け負うことはできますか？	7
Q 25 屋根工事のみ許可を受けていますが、屋根の補修と一体で塗装も請け負うことはできますか？	7
Q 26 解体工事とはどのような工事のことをいうのですか？	7
Q 27 土木一式工事にはどのような工事が該当しますか？	7

【経營業務管理責任者】	8
Q28 経營業務の管理責任者としての経験とは、どのような経験ですか？	8
Q29 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書や実務経験証明書は誰が証明するのですか？	8
Q30 他社の役員になっている人を経營業務の管理責任者にすることはできますか？	8
Q31 他社からの出向者を経營業務の管理責任者にすることはできますか？	8
Q32 経營業務の管理責任者に準ずる地位とはどのようなものですか？	9
Q33 経營業務の管理責任者を補佐した経験とはどのようなものですか？	9
【営業所技術者等】	9
Q34 建築系の専門学校を卒業しましたが、建築一式工事の 営業所技術者等 になるための実務経験は何年必要ですか？	9
Q35 電気工事士の免状に第1種又は第2種の種別がありませんが、 営業所技術者等 になるためには実務経験が必要ですか？	10
Q36 他社の役員になっている人を 営業所技術者等 にすることはできますか？	10
Q37 他社からの出向者を 営業所技術者等 にすることはできますか？	10
Q38 営業所技術者等 は、主任技術者になることはできますか？	10
【申請書の書き方・添付書類】	11
Q39 「登記されていないことの証明書」や「身分証明書」はどこで交付してもらえますか？	11
Q40 法人の設立直後で課税がありませんが納税証明書を添付しなければなりませんか？	11
Q41 電子申告したため、税務署の受付印のある法人税の確定申告書がない場合はどうすればよいですか？	11
Q42 金融機関の残高証明は、いつの時点のものが必要ですか？	11
Q43 工事経歴書はどのように書けばよいですか？	12
Q44 実務経験証明書はどのように書けばよいですか？	12
Q45 法人の設立直後ですが、財務諸表等はどのように書けばよいですか？	13
Q46 財務諸表に記載する金額の端数処理はどのようにしたらよいですか？	13

【建設業全般】

Q 1	建設業とは何ですか？
A 1	<p>建設業法において建設業とは、元請、下請等に関わりなく、「建設工事」の完成を請け負う営業を言います。また、「建設工事」は、土木一式工事、建築一式工事、左官工事、電気工事等の29業種が規定されています。</p> <p>なお、樹木の剪定、保守点検、地質調査、建物の売買等は、「建設工事」に含まれません。</p>
参照	建設業許可のしおり「表1 建設工事の種類別にみた内容と例示」

Q 2	建設業を営むには許可が必要ですか？
A 2	<p>建設業を営もうとする場合は、次に掲げる工事（軽微な工事）のみを請け負う場合を除いて、建設業の許可が必要になります。</p> <p>1 建築一式工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事1件の請負代金の額が1,500万円（消費税相当額を含む）に満たない工事 ・工事1件の請負代金の額が1,500万円（消費税相当額を含む）以上でも延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事 <p>※ただし、建築一式工事の150平方メートルに満たない木造住宅工事でも延べ面積の2分の1以上を店舗として使用する場合は許可が必要です。</p> <p>2 その他の建設工事</p> <p>工事1件の請負代金の額が500万円（消費税相当額を含む）に満たない工事</p>
参照	建設業許可のしおり「I 建設業を営むには許可が必要」

Q 3	許可を受けるには何が必要ですか？
A 3	<p>建設業の許可を受けるには、次の6つの要件が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること。 2 専任の営業所技術者等を有していること。 3 請負契約に関して誠実性を有していること。 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。 5 欠格要件に該当していないこと。 6 適切な社会保険等に加入していること。
参照	建設業許可のしおり「IV 許可を取るための要件」

Q 4	特定建設業と一般建設業の違いは何ですか？
A 4	特定建設業と一般建設業は、下請に発注できる代金の合計金額が異なり、元請として工事を請け負った1件の建設工事について、下請代金の合計金額 5,000万円 以上（建築一式工事では 8,000万円 以上）となる下請契約を締結する場合は、特定建設業の許可が必要になります。また、特定建設業許可は下請業者の保護や工事の適正な施工の確保のために、一般建設業者に比べて多くの規制があります。
参照	建設業許可のしおり「II-2 一般建設業の許可と特定建設業の許可」

Q 5	知事許可と大臣許可の違いは何ですか？
A 5	1つの都道府県にだけに営業所を置く場合は知事許可、2つ以上の都道府県に営業所を置く場合は大臣許可が必要になります。 なお、知事許可でも大臣許可でも営業する地域や工事を施工する地域に制限はありません。
参照	建設業許可のしおり「II-1 大臣許可と知事許可」

Q 6	群馬県内の営業所とは別に本店が他県にあり建設業は営んでいませんが、大臣許可が必要ですか？
A 6	本店が建設業を営んでいなければ、建設業法上の営業所には該当しませんので、他にも営業所がなければ、大臣許可は不要で、群馬県知事の許可が必要となります。
参照	建設業許可のしおり「II-1 大臣許可と知事許可」

Q 7	許可の申請手数料はいくらですか？
A 7	群馬県知事に申請する場合は、群馬県収入証紙で次のとおり納付してください。 1 新規 9万円 2 更新・業種追加 5万円 ※複数の申請を同時に行う場合には、組合せにより加算されます。 例1) 業種追加申請と更新申請を同時に行う場合は、10万円（5万円＋5万円）の手数料が必要です。 例2) 一般建設業と特定建設業の更新申請を同時に行う場合は、10万円（5万円＋5万円）の手数料が必要です。 例3) 一般建設業の更新と特定建設業の新規申請を同時に行う場合は、14万円（5万円＋9万円）の手数料が必要です。
参照	建設業許可のしおり「V-2 許可手数料等の納付」

Q 8	新規に2種類の業種を申請すると、手数料も2倍になりますか？
A 8	<p>新規に許可を申請する場合、手数料は業種の数ではなく、申請しようとする建設業が一般と特定の両方か、あるいはいずれか一方かで変わります。</p> <p>※例えば次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建設業で建築一式工事と大工工事を申請する場合 9万円 ・特定建設業で建築一式工事を、同時に一般建設業で大工工事を申請する場合 18万円
参照	建設業許可のしおり「V-2 許可手数料等の納付」

Q 9	許可の申請書類はどこで入手できますか？
A 9	<p>許可申請に必要な書類は、群馬県のホームページに掲載しています。</p> <p>群馬県ホームページ http://www.pref.gunma.jp/ トップページ しごと・産業・農林・土木 → 土木・建築 → 建設業の手続き、技術基準、県土整備分野のDXのことなら 建設企画課 → 建設業関連の手続き等 → 建設業許可申請のしおり・様式集・Q&A</p> <p>※群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室では、申請書類を配布又は販売しておりません。上記ホームページよりダウンロードしてください。</p>
参照	建設業許可のしおり「V-1 許可申請書の入手」

Q10	許可の申請書は郵送で提出してもよいですか？
A10	<p>申請書は、申請区分を問わず郵送、来庁いずれでも受け付けます。来庁の場合は、以下の曜日及び時間にて受付を行います。なお、下記日時以外にお持ちいただいても、受付できませんので、御注意ください。</p> <p>申請書等受付日時：月曜日、水曜日及び木曜日 午前10:00～11:30 午後1:00～3:00</p> <p>郵送は、必ず書留としてください。ただし、収入証紙貼付額が5万円以下の場合には簡易書留でも可とします。</p> <p>【許可申請書等のあて先】 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室</p> <p>※<u>上記提出先に書類が到着（受領）した日が申請日となります</u>ので、余裕をもって提出してください。</p>
参照	建設業許可のしおり「表紙」、「V-3 許可申請書類の提出」

Q11	許可の申請を出してからどのくらいの期間で許可がもらえますか？
A11	群馬県知事許可の場合は、許可書類が全て整ってから、概ね1か月程度です。 ※ただし、審査状況によってはこれ以上かかる場合があります。

Q12	許可の有効期間は何年ですか？また、許可年月日とはいつですか？
A12	許可の有効期間は、許可を受けた日から5年間です。また、許可年月日とは許可の有効期間の始まりの日です。
参照	建設業許可のしおり「III-3 許可の有効期間」

Q13	許可通知書を紛失してしまいました。再発行してもらえますか？
A13	建設業許可通知書の再発行は行っていません。 なお、現在建設業者であることを証明する建設業許可証明書については、群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室で発行しています。 ※証明手数料：請求枚数1枚につき400円分の群馬県収入証紙を添付してください。
参照	建設業許可のしおり「VIII 建設業許可証明書の交付申請」

Q14	過去に許可をとっていたことの証明は出してもらえますか？
A14	出せません。 現在有効な許可についての証明しか発行できません。

Q15	商号や代表者が変わったら、新しい許可通知書が出ますか？
A15	新たな許可通知書は出しません。 必要であれば、許可証明書発行の手続きをしてください。
参照	建設業許可のしおり「VIII 建設業許可証明書の交付申請」

Q16	法人成りしたとき、個人で取得した許可は引き継ぎますか？
A16	建設業法の改正により、令和2年10月1日より、事業承継を行う場合、事前に認可を受けることで建設業許可の地位を個人から法人に承継できるようになりました。詳しくは、県庁建設企画課建設業対策室にお問い合わせください。

Q17	個人で許可を受けていますが、代替わりで子どもに許可を承継させることはできますか？
A17	建設業法の改正により、令和2年10月1日より、事業承継を行う場合、事前に認可を受けることで建設業許可の地位を承継できるようになりました。この場合、承継を受ける側が経營業務の管理責任者や 営業所技術者等 の要件を満たしている必要があります。詳しくは、県庁建設企画課建設業対策室にお問い合わせください。
参照	建設業許可申請のしおり「IV 許可を受けるための要件」

Q18	許可になると財務諸表など申請書が公開されるのですか？
A18	許可を受けた場合、建設業法第13条及び建設業法施行令第5条の規定により、許可申請書等は公衆の閲覧に供され、財務諸表等も公開されます。

【更新・業種追加】

Q19	更新の申請はいつからできますか？
A19	更新申請は許可の切れる日の3か月前から受け付けています。また、許可を継続して受けるには、許可の切れる日から30日前までに、更新申請の手続を行う必要があります。 ※郵送の場合、群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室に書類が到着（受領）した日が申請日となりますので、余裕をもって提出してください。
参照	建設業許可のしおり「III-3 許可の有効期間」、「VII-1 許可の更新手続」

Q20	許可の有効期間を過ぎてしまいましたが、更新はできますか？
A20	許可の更新はできません。 建設業の許可が必要な場合は、新規の申請手続きをしてください。 ※許可が失効した日から3か月以内で、毎事業年度、変更届出書を適正に提出していた等の要件が満たされる場合は、許可番号を引き継ぐことができます。
参照	建設業許可のしおり「III 許可の有効期間」、「V-7 許可番号の引継ぎ」

Q21	業種追加と更新を同時に申請することはできますか？
A21	更新申請を行おうとする許可の有効期間が2か月以上（大臣許可は6か月以上）残っている場合は、業種追加と更新を同時に申請することができます。 ※なお、同時申請した場合、許可日は原則、業種追加の許可日に統合（一本化）され、従前の更新日より前倒しされることとなります。
参照	建設業許可のしおり「VII-2 他の建設業の許可を受けたいとき」

Q22	業種追加をした後、業種によって許可日が異なってしまいましたが、有効期間（許可日）を一本化することはできますか？
A22	先に有効期間の満了を迎える業種の更新を申請する際に、有効期間を一本化することができます。 なお、一本化をせずに業種ごとに異なる有効期間（許可日）とすることも可能ですが、一本化をすると、許可年月日が1つにまとまり、更新手続の回数を減らすことができますので、なるべく有効期間の調整を行うようにしてください。
参照	建設業許可のしおり「VI-3 記載方法」建設業許可申請書 記載要領5

【一式工事・業種】

Q23	土木一式工事や建築一式工事の許可を受けていれば、専門工事を請け負うことはできますか？
A23	一式工事の許可を受けていても、舗装工事や内装仕上工事といった専門工事を請負うことはできません。その工事に対応した許可を別途受けている必要があります。
参照	建設業許可のしおり「I-3 業種別に許可が必要」、「I-4 附帯工事」

Q24	下請で土木一式工事や建築一式工事を請け負うことはできますか？
A24	1 公共工事については、一切、一式工事を下請で請け負うことはできません。 2 民間工事については、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、原則、一式工事を下請で請け負うことはできません。

Q25	屋根工事のみ許可を受けていますが、屋根の補修と一体で塗装も請け負うことはできますか？
A25	許可を受けていない業種の工事であっても、許可を受けた業種の工事と一体となった「附帯工事」を請け負うことは可能です。 ※許可を受けていない附帯工事の金額が500万円以上の場合、その工事に係る技術者が自社にいるときは自ら施工することができますが、技術者がいない場合は許可を受けている他の業者に下請けさせる必要があります。
参照	建設業許可のしおり「I-4 附帯工事」

Q26	解体工事とはどのような工事のことをいうのですか？
A26	平成28年6月1日よりとび土工コンクリート工事から分離し新設された「解体工事」は主に一式工事で作られたもの（例：ビルや家屋等）のように複合的な工作物を解体し、更地にする工事のことをいいます。 一式工事で作られたものを解体し、新設する場合は一式工事に該当します。 各種専門工事で作られたものを解体する場合、また解体し新設する場合は各種専門工事に該当します。
参照	建設業許可のしおり「I-5 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置等について 1 概要」

Q27	土木一式工事とはどのような工事が該当しますか？
A27	土木一式工事とは、原則として元請業者の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事です。宅地造成工事を例にすると、土工事、掘削工事等の専門工事のみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事に該当し、管工事、舗装工事等の複数の専門工事を含めて、総合的に請け負った場合は、土木一式工事に該当します。
参照	建設業許可のしおり「I-3 業種別に許可が必要」

【経營業務の管理責任者】

Q28	経營業務の管理責任者としての経験とは、どのような経験ですか？
A28	法人の役員や個人の事業主又は支配人等として建設業を営んでいた経験です。5年以上の経験により、経營業務の管理責任者の要件を満たします。 ※役員には、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。執行役員は、一定の要件を満たせば認められる場合があります（Q32参照）。
参照	建設業許可のしおり「VI-2 許可要件の確認資料 （1）新規申請 ①『常勤役員等（経營業務の管理責任者）』」

Q29	常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書や営業所技術者等の実務経験証明書は誰が証明するのですか？
A29	証明を受ける方の使用者（在職している（していた）法人の代表者又は個人事業主が証明します。 なお、在職していた会社等が倒産や廃業等の場合、又は不合理な理由等により元の使用者から証明を得られない等の場合は、使用者に代わる者が証明者になることができる場合もありますので、事前にご相談下さい。
参照	建設業許可申請のしおり「VI-3 記載方法 表7 態様別証明者一覧」

Q30	他社の役員になっている人を経營業務の管理責任者にすることはできますか？
A30	他社の役員の方は、原則として経營業務の管理責任者になることはできません。ただし、他社の役員になっていても、申請法人で当該者の常勤性が確認できる場合は、経營業務の管理責任者になることができる場合もありますので、個別具体の事例については、事前にご相談下さい。
参照	建設業許可申請のしおり「IV-1 経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること」

Q31	他社からの出向者を経營業務の管理責任者にすることはできますか？
A31	出向者であっても、事業所における常勤性が確認できる場合は、経營業務の管理責任者にすることができます。
参照	建設業許可のしおり「VI-2 許可要件の確認資料 （1）新規申請 ①『常勤役員等（経營業務の管理責任者）』」

Q32	経營業務の管理責任者に準ずる地位とはどのようなものですか？
A32	<p>法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位、個人の場合は事業主に次ぐ職制上の地位をいいます。</p> <p>経營業務の管理責任者に準ずる地位にある方が、経營業務の管理責任者になるには、経營業務の管理責任者に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた方に限ります）にあって、5年以上執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験、又は6年以上経營業務を補佐していた経験が必要です。</p>
参照	建設業許可申請のしおり「IV-1 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること」

Q33	経營業務の管理責任者を補佐した経験とはどのようなものですか？
A33	<p>許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要な「資金の調達」、「技術者の配置」、「下請業者との契約の締結」等の経営者と同等程度の経營業務に従事した経験をいいます。</p> <p>※監理技術者、主任技術者、現場代理人などは経營業務には該当しません。</p>
参照	建設業許可申請のしおり「IV-1 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること」

【営業所技術者等】

Q34	建築系の専門学校を卒業しましたが、建築一式工事の 営業所技術者等 になるための実務経験は何年必要ですか？
A34	<p>平成28年4月1日から専門学校の取扱いが変わりました。</p> <p>専門学校卒業者のうち、「高度専門士」と称する者については大学卒業相当、「専門士」と称する者については短期大学卒業相当、それ以外の専門学校卒業者については高等学校卒業相当として取り扱います。</p> <p>上記質問の場合、建築工事業の指定学科である建築学科を修めた「高度専門士」及び「専門士」の場合は卒業後3年（36か月）の実務経験が必要になります。申請の際、卒業証明書の原本を提出してください。</p> <p>なお、許可を受けようとする建設業の指定学科以外の専門学校では認められません。</p> <p>※専門士・・・2年制専門学校卒業者 高度専門士・・・4年制専門学校卒業者</p>
参照	建設業許可申請のしおり「IV-2 営業所技術者等 を有していること（4）許可の区分」

Q35	電気工事士の免状に第1種又は第2種の種別がありませんが、 営業所技術者等 になるためには実務経験が必要ですか？
A35	第1種・第2種の区分のない電気工事士の資格証については、第2種として取り扱いますので、合格後3年（36か月）の実務経験が必要です。

Q36	他社の役員になっている人を 営業所技術者等 にすることはできますか？
A36	他社の役員の方は、原則として 営業所技術者等 になることはできません。ただし、他社の役員になっていても、申請法人で当該者の常勤性が確認できる場合で、専らその法人の営業に従事していると認められる場合、 営業所技術者等 になることができる場合もありますので、個別具体の事例について事前にご相談下さい。
参照	建設業許可申請のしおり「IV-2 営業所技術者等 を有していること」

Q37	他社からの出向者を 営業所技術者等 にすることはできますか？
A37	出向者であっても、事業所における常勤性が確認できる場合は、 営業所技術者等 にすることができます。
参照	建設業許可のしおり「VI-2 許可要件の確認資料 （1）新規申請 ②『 営業所技術者等 』」

Q38	営業所技術者等 は、主任技術者になることはできますか？
A38	営業所技術者等 は、要件を満たすことで主任技術者等になることができます（詳細は下記「参照」にて御確認ください）。
参照	建設業許可のしおり「VII-7 工事現場の技術者の配置」

【申請書の書き方・添付書類】

Q39	「登記されていないことの証明書」や「身分証明書」はどこで交付してもらえますか？
A39	<p>1 「登記されていないことの証明書」については、全国の法務局・地方法務局で交付しています。ただし、郵送で申請する場合は、東京法務局後見登録課のみで取り扱っています。</p> <p>※群馬県内では、前橋地方法務局（本局）のみで交付しています。支局及び出張所では交付していません。</p> <p>※前橋地方法務局の「登記されていないことの証明書」に関するホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/maebashi/static/kouken230526.htm</p> <p>2 「身分証明書」については、本籍地を管轄する市区町村役場で発行しています。</p>

Q40	法人の設立直後で課税がありませんが納税証明書を添付しなければなりませんか？
A40	「決算期末到来」と記載された納税証明書が発行されますので、必ず提出してください。

Q41	電子申告したため、税務署の受付印のある法人税の確定申告書がない場合はどうすればよいですか？
A41	令和3年1月より提出様式への押印を廃止しましたが、確定申告書も、受付印のないものの写しであっても提出いただけます。

Q42	金融機関の残高証明は、いつの時点のものが必要ですか？
A42	<p>申請日前から1か月以内の残高を証明したものがが必要です。</p> <p>※預金残高証明の場合は、「〇年〇月〇日現在」の現在日が1か月以内であること</p>
参照	建設業許可のしおり「VI-2 許可要件の確認資料 (1) 新規申請 ④財産要件の確認資料」

Q43	工事経歴書はどのように書けばよいですか？
A43	<p>直前の事業年度に完成した建設工事及び未成工事について、業種ごとに次のように記載してください。ただし、完成工事及び未成工事が無い場合は、「該当なし」と記載してください。</p> <p>1 経営事項審査を申請する場合</p> <p>① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要</p> <p>② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要</p> <p>③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載</p> <p>2 経営事項審査を申請しない場合</p> <p>① 主な完成工事について、請負代金の合計額の5割程度を、額の大きい順に記載</p> <p>② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載</p> <p>※業種の分類を誤って記載しないよう注意してください。 ※公共工事については、一式工事を下請で請け負うことはできませんので注意してください。</p>
参照	建設業許可のしおり「VI-3 記載方法 図1 工事経歴書の記載フロー」

Q44	実務経験証明書はどのように書けばよいですか？
A44	<p>証明者別で業種ごとに次のように記載してください。</p> <p>1 過去から順に記載</p> <p>2 業種が分かるよう具体的な工事名を記載</p> <p>3 請負金額は千円単位で記載</p> <p>4 許可を取得していない期間については、「軽微な工事」のみを記載</p> <p>※建設業法や他の法令に違反して請負い施工した工事については、算入でき</p>

	<p>ません。</p> <p>5 実務経験年数は月単位で算定するので、不足がないように記載 ※10年以上の経験が必要な場合は、120か月以上となるよう記載してください。</p> <p>※実務経験の期間の重複は認められません。</p> <p>例) R3年2月からR3年6月まで→5か月 R3年4月からR3年7月まで→1か月(4月～6月が重複しているため)</p> <p>6 経營業務の管理責任者の経験年数を確認する資料や工事経歴書等と内容が一致するように記載。</p> <p>7 国家資格等のうち、一定期間の実務経験を要する区分の業種にかかる実務経験については、その資格の合格又は免状交付後の経験のみ参入できます。</p>
参照	建設業許可のしおり「VI-3 記載方法」

Q45	法人の設立直後ですが、財務諸表等はどのように書けばよいですか？
A45	<p>法人設立日現在で記載してください。</p> <p>※売上高等の項目は「0」になります。</p>

Q46	財務諸表に記載する金額の端数処理はどのようにしたらよいですか？
A46	<p>記載する金額は千円単位とし、千円未満の端数については、四捨五入、切上げ又は切捨でのいずれかで処理してください。</p> <p>※端数処理によって、各部の合計額と内訳科目の合計額に差異が生じても調整は不要です。</p>